

一般的な規定内容（参考）

- 当該自治体の自治の基本原則や基本理念を定める。
- 前文や目的ののっとり、これからの新しい自治の原則や理念を定める。

【主な内容】

- ① 住民自治の原則
- ② 情報共有の原則
- ③ 参加の原則
- ④ 協働の原則
- ⑤ 地域尊重の原則

基本原則（案）

- ① 市民自治の原則
市民自治がまちづくりの基本であること
- ② 情報共有の原則
まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること
- ③ 市民参加の原則
一人ひとりの人権が尊重され、参加の権利がきちんと保障される必要があること
- ④ 協働の原則
市民・議会・行政の基本的な関係は、対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。
- ⑤ 地域尊重の原則
地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重すること

【説明】

まちづくりの進め方について5つの原則を定めるものです。

- ① 市民は地域に起こる諸課題の解決に向けて行動し、市民自治を実現するために、自ら主体的に動いたり、提言することが望まれます。
- ② 現在も情報公開の仕組みはありますが、十分に活用されていない現状があります。市民が自ら判断・行動し、市民自治を進めるためには、さらなる情報公開を推進する必要があります。
- ③ 一人ひとりの人権が尊重され、参加の権利がきちんと保障される必要があります。
- ④ 市民・議会・行政がその立場や特性を生かし、それぞれを補完しながら地域の課題解決を図る必要があります。
- ⑤ 地域コミュニティの基礎となる自治会、また、今後検討される「まちづくり協議会」も視野に、地域固有の個性等を十分活かしたまちづくりを進める必要があります。

【案の作成にあたって】

一般的には、「住民自治」「情報共有」「参加」「協働」「地域尊重」の原則が多いので、まずは、ならう形で5つ挙げ、第4回、第5回のWS成果と照らし合わせをしました。

民意の在り方（住民自治）や情報公開、市民参加については、委員さんの意見が多かった項目であったので印象が強くありましたので①②③については特に違和感なく挙げました。一方、協働や地域尊重については、やや印象が低く感じましたが、今後の検討も考慮し④⑤についても挙げました。

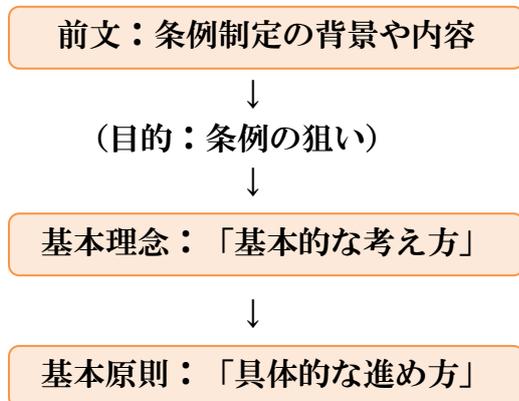
基本原則は、条文の中核的な部分であり、市民WSなどで取り上げてはいかがでしょうか。

【参考】基本理念と基本原則の考え方

「まちをどのようにつくるのかは、自治基本条例で規定するにふさわしい事項である。基本理念や基本原則という名称で、独自の章を起こしたり、独自の条文を立てるのが一般的である。」（※以下出典『自治基本条例の作り方』（松下啓一著、ぎょうせい）とされています。また、同著において、理念と原則の関係性は以下のように捉えると理解しやすいと紹介されています。

- ・自治の基本理念：まちづくりをする際の「基本的な考え方」「コンセプト」
- ・自治の基本原則：まちづくりをする際の「具体的な進め方」「スタンス」

加えて、前文から目的、理念の関係性を以下の流れで整理する例も紹介しています。



このラインから考えると、市民の理想等が「前文」で表現され、前文に対する基本的な考え方が「理念」で示され、理念を受けて実際にまちづくりを進めるためのスタンスが「原則」となる、と考えると組立てがしやすいと思われれます。

【他条例の基本原則の一例】

自治基本条例、まちづくり推進条例等は、国内で200を超えと言われており、基本原則に掲げるものも多様であります。以下に、ほんの一例ですが基本原則に掲げてあるものを紹介します。

- ・男女共同参画
- ・財政自治
- ・合意形成の重視
- ・人材育成
- ・対等及び協力
- ・評価、改善
- ・人権尊重
- ・公益的活動の推進
- ・広域連携 など
- ・効率性
- ・自然との共生